

Title	一九五〇年代における日韓関係： 植民地時代への認識と対共産圏政策をめぐる対立の激化
Sub Title	The Japan-Korea relationship in the 1950's : the escalation of tension over the perception on the colonial era and the policy toward communist bloc
Author	尹, 錫貞(Yoon, Suk Jung)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.99, (2013. 12) ,p.133- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20131215-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九五〇年代における日韓関係

——植民地時代への認識と対共産圏政策をめぐる対立の激化——

尹 錫 貞

- 一 問題の所在と分析視角
- 二 植民地時代への認識をめぐる日韓の対立
 - (一) 二つの争点——対韓請求権問題と李ライン問題
 - (二) 国交正常化会談の再開に向けた動き
 - (三) 会談決裂と対立の激化
- 三 日米韓不可侵協定構想——主権と安全の相互保障下における協力の模索
 - (一) 日韓不可侵協定構想の登場
 - (二) 不可侵保障の形をめぐる交渉
 - (三) 合意議事録と日韓不可侵協定交渉の意義
- 四 対共産圏政策をめぐる日韓の対立
 - (一) 新たな争点の浮上——日本の対共産圏民間交流
 - (二) 日本の共産圏政策に対する韓国の懸念
- 五 終わりに
 - (三) 非難の応酬と対立の激化

一 問題の所在と分析視角

一九五〇年代において、日本の植民地時代が終わりを告げて間もなく、東アジア冷戦が到来し、日本と韓国は新たな関係構築の課題を抱えることとなった。米国は、冷戦戦略の観点から日韓の政治、経済、軍事的協力を推進した。米韓相互防衛条約（以下、米韓同盟と略す）と日米安全保障条約（以下、日米同盟と略す）に象徴される米国の軍事的プレゼンスは、冷戦期の日韓関係を規定する根本的な枠組みとなった。しかし、同じ同盟体制に組み込まれたにも関わらず、日韓関係は停滞していた。むしろ、両国は、武力衝突が懸念されるほどに、対立の度を深めたのである。

日韓会談の研究は、五〇年代の日韓関係が停滞した原因として「植民地時代の肯定的な側面を強調している。韓国は植民地時代を受難の歴史として評価していた。しかし、日本は植民地時代の肯定的な側面を強調していた。請求権の金額とその法的正当性をめぐる議論は、両国の歴史認識の落差を物語っていた。そして、このような研究は、歴史認識問題を抱えながら実現した日韓国交正常化を冷戦と反共の論理の産物として位置付ける。⁽¹⁾しかし、当時、日韓対立の構図は、この観点のみで説明できるものではない。当時において日本と韓国は、対共産圏政策のあり方をめぐっても絶えず対立していたのである。とりわけ、韓国は、日本の対共産圏民間交流に、不信任を募らせた。

このような事実を踏まえて、韓国は反共と脱植民地（反日）戦略を掲げたのに対し、日本は反共論理から距離を置き共産圏との貿易を試みたため、日韓の対立は避けられなかったと論じる研究もある。⁽²⁾しかし、この説明は、対立の動態的な側面を見逃している。激しい論戦から始まった日韓の対立は、米国が両国の武力衝突を懸念し、介入に乗り出すほどに深刻化した。では、なぜそれほど激化したのか。このような対立激化はいかなる意味合いを持つのか。要するに、日韓の冷戦戦略の違いから対立を説明する研究は、対立を静態的に捉えるがゆえに、対立が激化したプロセ

スについて十分明らかにしていないのである。⁽³⁾

以上の問題意識を踏まえて、本稿では、主権と安全の保障に対する悲観的な予測が自己現実化したため、日韓関係が停滞したとの視点を提示し、五〇年代における日韓対立の構図とプロセスを明らかにする。

日韓は、二つの面で相互不信を抱えていた。第一に、植民地時代をめぐる認識の相違に起因する不信である。韓国は植民地時代を受難の歴史として評価したのに対し、日本は植民地の統治が非難を受けるに値しないと認識し、当時の韓国の国家資産の八割に当たる請求権を韓国に求めた。第二に、東アジア冷戦における日韓の対共産圏政策の相違に起因する不信である。日本は北朝鮮を始めとする共産圏諸国との貿易や人的交流に寛容であったのに対し、韓国は徹底的な反共を国是としていた。

このような対立構図の中で、韓国は自国の主権に対して日本が攻撃的な意図を持っており、共産主義陣営に立つのではないかと警戒し、李承晩ライン（以下、李ラインと略す⁽⁴⁾）を侵犯する日本漁船の拿捕に踏み切った。すなわち韓国は、過去の日本の行為に憤ったというよりも、「未来の日本像」への恐れから自己防衛の措置を取ったのである。⁽⁵⁾しかし、李ラインをめぐる韓国の措置は、日本にとって国民安全の侵害に他ならず、日本側は「韓国は将来において日本と協力する意思がない」との認識を強め、反発した。そして、自国民を守るための日本の対抗措置は、韓国の対日不信を一層強める⁽⁶⁾。このような相互不信の悪循環の中で、あらゆる外交、経済関係は断たれ、日韓両国は相手に対して武力行使を検討し、海上境界線の武装化を図った。反目の相互作用の末、日韓の対立は主権と安全をめぐる争いの様子を呈するに至ってしまったのである。米国は、同盟国間の対立の悪化を懸念し、介入に乗り出した。このような争いの中で、対立が意図を越えて悪化したため、日韓関係の改善が停滞したというのが本稿の議論である。⁽⁷⁾

以下では、まず、植民地時代への認識をめぐる日韓の対立が、李ライン問題と重なる中で、武力使用を威嚇するほどに悪化していく過程を論じる。次に、日韓不可侵協定の交渉を分析することにより、日韓が主権と安全を相互保障

し、紛争を抑制し、協力の糸口を探ろうと試みた過程を明らかにする。⁽⁸⁾ その上で、北朝鮮を始めとする対共産圏政策の相違によって日韓の外交、経済関係が断たれ、対立が意図を越えて悪化した様子を描く。

二 植民地時代への認識をめぐる日韓の対立

(一) 二つの争点——対韓請求権問題と李ライン問題

朝鮮戦争最中の一九五一年一〇月、日韓は国交正常化に向けて予備会談を開いた。韓国は独立以来、日韓の政策当局者が対面する初めての機会であった。しかし、会談は当初から植民地時代への評価をめぐるぎくしゃくした。韓国代表が日本による植民地統治の苦難を振り返り、和解の意思を表明したのに対し、日本側は和解すべき事案の存在に疑義を呈したのである。韓国の歴史認識とは異なり、日本側は植民地統治を非難すべき対象として認識していなかったのである。⁽⁹⁾

韓国をさらに刺激したのは、日本による対韓請求権の主張であった。日本の敗戦後、南朝鮮に軍政を敷いた米国は、日本人が南朝鮮に残した財産を没収し韓国政府に委譲し、その範囲と規模は独立間もない韓国の国家資産の八割を占めていた。日本側は私有財産の没収は国際法の違反であるとし、その返却を要求したのである。日本側の主張の根底には、日本の植民地統治が朝鮮の近代化に寄与したという認識に基づいていたが、何よりも韓国を驚かせたのは、請求権の金額の規模であった。予備会談の四カ月後に行われた第一次国交正常化会談で、韓国側は日本が対韓請求権主張を取り下げを求めたが、日本側はそれに応じず、交渉は決裂に至った。第一次会談後、アチソン (Dean G. Acheson) 国務長官との会談において、梁裕燾駐米韓国大使は、韓国の国家資産の八割にのぼる日本の請求権の主張

を受け入れた場合には、事実上、韓国の主権は崩壊すると述べ、日本の交渉姿勢に対する強い不満を表明した。⁽¹⁰⁾ 韓国にとって日本の対韓請求権主張は、過去の植民地統治に代わる新しい侵略の試みと解釈されたのである。⁽¹¹⁾

対韓請求権問題が争点となる中、日韓関係をさらに悪化させたのは、韓国の李ライン宣言であった。五二年一月八日、韓国が朝鮮半島沿岸五ないし六マイルの水域に対する主権を宣言したのである。四五年九月以来、日本と韓国の漁業水域は連合国最高司令部によって設定された「マッカーサーライン」によって区別されていたが、サンフランシスコ平和条約の発効に従い、マッカーサーラインは効力を失うようになった。日本との漁業問題に関する協定も持たず、その成立の目処も立たない中で、韓国は単独行動に踏み切り水域を確保したのであった。さらに、韓国海軍は李ラインを侵犯する日本漁船を拿捕し、漁夫を抑留した。韓国は李ライン設定の理由として漁業資源の保護を挙げつつ、今後の交渉の如何によって修正可能な海上境界線であることを示唆したものの、韓国による一連の措置は、日本の対韓請求権主張に対する報復策の性格も帯びていた。⁽¹²⁾

日本側は、李ライン宣言と漁船拿捕こそが国交正常化に向けた交渉の土台を崩す行為であると激しく抗議した。⁽¹³⁾ 日本政府が漁船保護の対策として海上保安庁の巡視船を派遣する方針を立てると、韓国海軍はそれを非難する談話を発表し、釜山では日本を糾弾する国民大会が開かれた。⁽¹⁴⁾ 状況の悪化を懸念したクラーク (Mark W. Clark) 国連軍司令官は防衛水域として「クラークライン」を設定した。米国は、朝鮮戦争中、韓国海岸への共産国家特攻部隊の侵入を防ぐとの理由から日本漁船の接近に自制を求めたが、そこには日韓の衝突を防止する狙いもあった。⁽¹⁵⁾

(二) 国交正常化会談の再開に向けた動き

国交正常化会談の再開に向け、米国は李承晩大統領の訪日を仲介し、事態の打開を図った。一九五三年一月五日、日本到着の直後の李承晩は、クラークの招聘による個人的な訪問としつつも、日韓関係については、建設的な進展が

期待できるのであれば、国交正常化会談の再開を希望すると述べ、日韓関係の改善が訪日の目的の一つであることを示唆した。⁽¹⁶⁾

訪日の二日目の一月六日、李承晩と吉田茂首相との非公式首脳会談が行われた。クラークとマーフィー (Robert D. Murphy) 駐日米大使も同席し、日韓両首脳の初対面となる場で、李承晩は自分の対日観を率直に語り、日韓関係の改善に向けた意思を示した。問題解決のための忍耐の徳を強調する吉田に対し、李承晩は韓国と日本が近隣国であり、好き嫌いに関わりなく親善を図るべきであると応えた。⁽¹⁷⁾ 米国側の記録によれば、日本との関係を改善するための方法と手段を探っていると李承晩は述べている。⁽¹⁸⁾

首脳会談では、国交正常化会談についても取り上げられた。「植民地支配のすべての責任は軍国主義者らにありま⁽¹⁹⁾す」とする吉田に対し、李承晩は日本の交渉姿勢に触れつつ、韓国人の対日認識について、次のように述べている。

貴下は、すべての責任は軍国主義者たちにあり、これからは韓国を軍事的に侵略する意思がないことを示せたはずでした。そのような声明は、日本が韓国支配を目論むのではないかと懸念している韓国人の疑念を解消するのに役に立つはずでした。その代わり、韓国の財産の八〇ないし八五パーセントが日本のものであると主張し、疑念を晴らすところか、むしろ、煽っているのです。

以上の発言は、韓国が東アジア冷戦に直面して日本との提携を現実的な課題として認識したものの、他方では日本への不信感を拭いきれなかったことを示している。李承晩は、日本側の対韓請求権主張を踏まえて、日本が韓国の主権に対する攻撃的な意図を放棄していないのではないかと不信感を表明したのであった。

ただし、李承晩は訪日の成果に満足していたようである。李承晩は訪日の後、ブリッグス (Ellis O. Briggs) 駐韓米

大使に対し、基礎的な段階が整ったら国交交渉を再開したいと述べた。駐韓米大使館は、李承晩の対日態度が訪日を経て好意的となったと評価している⁽²⁰⁾。

このように、李承晩が日本との関係改善に積極的な姿勢を見せ始めたのは、冷戦の前哨基地としての韓国の戦略的立場を考慮したためであった。また、朝鮮戦争中ということもあり、今後の国交交渉において、日本側から譲歩を得られると見込んだ筋がある。米国の文書によれば、李承晩は吉田との首脳会談において、共産主義の脅威にさらされている韓国の立場を改めて強調し、日本の寛大な姿勢を求めている⁽²¹⁾。

では、吉田は李承晩をどのように評価し、日韓関係の展望についてどのような考えを持っていたのだろうか。マーフィーは、一月二一日の吉田との会談で、李承晩の訪日によって生まれた友好的な雰囲気を持続するためにも、国交正常化会談を再開するよう説得した⁽²²⁾。しかし、マーフィーの提案に対する吉田の応答は、韓国への不満で満ちていた。

吉田は李承晩の態度を肯定的に評価しつつも、韓国は信頼できないと繰り返し、過去に受けた失望について言及した。吉田に言わせれば、李承晩は自らを友好的だと称しているものの、李ラインのような具体的な懸案に関して、韓国側が適当な姿勢をとるかは疑わしいという。彼は、これまでのように、これからは韓国は頑なな姿勢を取るはずであると予想していた⁽²³⁾。

マーフィーは、現段階においては日本側が友好的な態度を取るのが適当であるとした上で、日本側から国交正常化会談の再開を提案するよう提言し、吉田の同意を得た。このような過程を経て、四月一五日に、第二次国交正常化会談が開催された。そして、朝鮮戦争の休戦とジュネーブ会議の情勢を見極めるとの日本側の要請で、七月二三日に休会となる。

韓国の対日態度は好転しつつあったものの、対日不信感は依然として強く残っていた。ロバートソン (Walter S.

Robertson) 極東担当国務次官補がダレス (John Foster Dulles) 国務長官の訪韓に備え作成したメモランダムによると、韓国は以下の三点を米国に要請していた。(1) 日本の再軍備計画と均衡を保ちつつ、韓国の陸、海、空軍を強化すること。(2) 米国の対韓援助の一環として韓国に日本製品を流入させることは避けること。(3) 日本の侵略に対して米国が韓国の安全を保障すること。韓国のこうした要求の背景には、将来における韓国に対する「日本の帝国主義的戦略観の再登場」への懸念があった。⁽²⁴⁾ 八月四日、ダレスは李承晩との会談において、ソ連だけではなく、日本の侵略に対して米国は韓国を保護すると言明した上で、日本を恐れず、協力関係を築くよう説得した。⁽²⁵⁾ 反共の前哨基地として日本との協力を模索しつつも、一方では日本を警戒していた韓国に対して政治的にコミットメントすることにより、対日関係改善の動きを後押ししようとしたのである。

(三) 会談決裂と対立の激化

朝鮮戦争が休戦に至り、一九五三年八月二七日、クラークラインが廃止された。クラークラインの廃止を受けて韓国の公海付近で日本漁船の操業が活性化する中、韓国政府は撤去命令を出すとともに、海軍による日本漁船の拿捕措置を強化しはじめた。日本政府は李ラインと漁業問題の協議のために国交交渉の再開を要請し、一〇月六日、第三次国交正常化会談が開催された。

会談が開かれたものの、両国は敵愾心をぶつけ合うばかりであった。会談の席で、請求権の法的正当性を議論する際に、久保田貫一郎主席代表が、日本の植民地支配が韓国に一定の利益をもたらした旨を発言した途端、韓国側の「積もり積もった憤りがこみ上げた」のである。⁽²⁶⁾ その後、久保田発言の是非をめぐる激論が交わされた。韓国側は、日本の朝鮮支配に肯定的な面があったとする発言は植民地支配を正当化するものであるとし、日本側の姿勢を非建設的であると非難した。⁽²⁷⁾ 久保田発言は日本の対韓請求権主張の論理と繋がっており、その主張を受け入れたら、韓国に

とって「独立は形だけのものになる」からであった。⁽²⁸⁾これに対し、久保田は、日本こそ熱意をもって会談に臨んでい
るとした上、むしろ李ラインを宣言し、漁船拿捕を繰り返している韓国の方が、非建設的であると応酬した。⁽²⁹⁾互いに
一歩も譲らない非難合戦の末、二一日に会談は決裂に至った。

会談の決裂を受け、日韓両国の緊張の度合いが高まった。駐日韓国代表部は、久保田発言について、日本の対韓請
求権の論理が埋め込まれており、それは韓国にとって「日本への、韓国国民と財産の従属」を意味するものであると
厳しく批判した。⁽³⁰⁾李承晩は久保田発言のような日本の主張は韓国に対する悪意の証しであるとし、李ラインを固守す
る方針を打ち出した。⁽³¹⁾李ライン周辺では、韓国海軍による日本漁船の拿捕、抑留措置が一層強化された。⁽³²⁾

韓国の強硬な対応は、日本側の反発を引き起こした。国交正常化会談の決裂を受け、日本政府内では李ライン問題
に対して強硬な対応を求める意見が出ていた。例えば、水産庁は会談の決裂を受けて、李ラインを認めないとの立場
から海上保安庁、保安庁警備の下で出漁を強行すると提案している。⁽³³⁾

日本側の反発は一省庁のものに止まらなかった。吉田は、官邸会議において、対韓報復措置の検討を指示した。他
方、外務省は強硬措置を思い止まるよう吉田を説得してほしいとアリソン (John M. Allison) 駐日米大使に要請した。
外務省高官によれば、官邸会議において、吉田は側近たちの助言を振り切って、一月三日までに次の四つの項目に
従って、具体的な計画を作成するよう命じたという。(1) 韓国公使の国外追放、駐日韓国代表部の閉鎖。(2) 海上保安庁
の警備隊による漁業船の武力保護。(3) 日本人抑留者と同数の在日韓国人の抑留。(4) 追加措置。そこで、外務省高官は、
これらの措置が取られれば、状況は極めて悪化するとして吉田に自制を求めるよう、駐日米大使館に懇願したので
ある。⁽³⁴⁾

米国の説得により対韓報復措置は撤回されたものの、日本国内の不満は収まらなかった。⁽³⁵⁾日本国内では保安庁関係
者、旧軍人を中心に、武力をもって李ライン問題を解決すべきとの声が上がリ、その論調は一般世論にも広がって

いた。⁽³⁶⁾

こうした日本国内の動きは、韓国の警戒心を一層強めた。韓国政府は、李ライン問題に関して日本国内で武力対応の可能性が取り沙汰されていることについて、日本の武力による韓国支配の意図の表れであると激しく批判した。⁽³⁷⁾ 注目すべきは、対日不信が強まる中で、韓国が李ライン確保に向けて海軍力を展開していたことである。日韓関係が急激に悪化する中、ブリックスは李承晩との次のようなやりとりを記録している。

李大統領は日本を信頼できないと改めて強調し、李ライン問題に関しては漁業問題と安全保障は不可分の関係にあると語った。日本の侵犯を防止し、最終的には韓国への侵略を防ぐためにも李ラインが必要であるという。(中略) 韓国の安全は米韓、日米同盟の枠組みで守るべきであるが、それとは別問題として認識しているのかと問い詰めたものの、李承晩は返答しなかった。⁽³⁸⁾

韓国は、同盟体制を共有する日本に向けて、海上境界線の武装化を図ったのであった。李承晩は、十一月二十四日のブリックス宛の書簡において、米国が日本の攻撃的な意図を感知していないとしつつ、漁業線について「漁業資源保護の問題というよりも、日本の侵略からの韓国保護の問題である」とし、李ラインを対日安保境界線とする方針を明らかにした。李承晩によると、日本は軍事的に韓国を侵略する意思を明らかにしており、これは韓国の安全にとって脅威なのであった。⁽³⁹⁾

米国は、このような韓国の「反日政策」を深刻に受け止めた。一二月三日、ダレスは李承晩宛の書簡で、李ラインを対日安保境界線とする方針に関して、サンフランシスコ平和条約の五条(a)(ii)項に対する日本のコミットメントや、韓国の安全に対する米国の強い意志を強調し、韓国の安保問題を日米との協力の下で解決するよう促した。⁽⁴⁰⁾

とりわけ米国を困惑させたのは、漁船拿捕を始めとする韓国海軍の単独行動であった。韓国軍の動きは、国連軍が

持つ韓国軍指揮統帥権への挑戦に他ならなかった。米国の統合参謀長会議が国務省に渡した日韓漁業紛争に関する覚書では、日韓の漁業紛争と漁船拿捕は、韓国軍に対する国連軍の指揮統帥権を侵害する行為であると規定し、経済支援、韓国海軍支援の撤回など、あらゆる手段を講じて日韓漁業問題の妥結を促すことが提言されている。統合参謀長会議は、韓国の単独行動が続けば李承晩がより極端な行動をとる可能性があり、在韓米軍の安全を脅かす状況まで悪化すると警告した。⁽⁴¹⁾ 国務省の説得で、統合参謀長会議の提案は実行されなかったものの、⁽⁴²⁾ その後、米国が韓国の兵力水準を決定する際に、韓国による単独行動の可能性を念頭に入れざるを得なくなった。日本との漁業紛争に使用される海軍力の場合、その影響は特に顕著であった。梁裕燾が韓国政府が提出した空・海軍の増強計画に対する支援を要請した際に、ダレスは「増強された海軍力が日本に向けられる」可能性を指摘し、強く牽制した。⁽⁴³⁾ 実際の武力衝突は抑えられてはいたが、李ライン周辺では日韓が緊張を孕んだまま対峙し続けた。

三 日米韓不可侵協定構想——主権と安全の相互保障下における協力の模索

(一) 日韓不可侵協定構想の登場

米国は、日韓間に横たわる相互不信の根深さを肌で感じていた。一九五四年七月二九日の米韓首脳会談で、ダレスが日本を自由陣営の一員として受け入れるよう説得すると、李承晩は「韓国財産の八五パーセントを要求したことから分かるように、日本は韓国を未だ植民地と認識しているのではないか」と、日本に対する不満をこぼした。そしてマッカーサーラインから現在に至るまで漁業問題の経緯を説明した上、韓国が日本と平和に過ごすために李ラインが必要であると主張した。⁽⁴⁴⁾ 不信を募らせていたのは、日本側も同じであった。一月の日米首脳会談において、ダレ

スが日韓関係の停滞について懸念を表すと、吉田は「時間が解決する。我々は待つべきです」と述べ、李承晩政権とこれ以上交渉する意思がないことを示唆した。⁽⁴⁵⁾

ようやく、日韓関係が動き始めたのは、五四年一二月のことである。新たに発足した鳩山一郎政権が対韓関係の打開に積極的な姿勢を示したのである。日本国内政治の変動をきっかけに国交正常化会談の再開に向けて事が運ぶ中で、李承晩は米国に韓国の対日要求案を説明し、協力を求めた。二月二十九日、李承晩はアイゼンハワー宛の書簡の中で、サンフランシスコ平和条約にも関わらず、日本が韓国の国家資産の八割に当たる請求権を要求していることについて警戒感を露わにした。そして、日本が請求権の主張を取り下げろべきであるとの見解を強調しつつ、その問題が解決されれば、米国の仲介の下で、日韓の交渉を進めるとの考えを示した。⁽⁴⁶⁾ 米国を国交正常化会談により深く介入させることにより、対日交渉力を高めようとしたと考えられるが、ここでは興味深い構想が開陳されている。李承晩は、日韓の最終協定のためにも、日本が合理的な提案をすべきであるとした上で、次のように記している。⁽⁴⁷⁾

その協定には、日米韓不可侵協定も含まれると思います。三国の中で、一国が侵略国になると、他の二国が対抗するのです。その協定は三力国が真摯な姿勢で加入し、予測可能な未来において、平和的かつ友好的な関係を保障するものでなければなりません。一旦、そのような協定が締結されると、韓国は日本との商業協定も準備するであろうし、社会文化の分野において、友好的な交流も始めるでしょう。これを基盤として、北東アジアの反共陣営の立場はさらに強化されるでしょう。

李承晩は、日本との協力の基盤として、対日関係において主権と安全を保障する制度の構築を提案したのである。アイゼンハワーはこの構想について、検討に値するとして、詳細について李承晩と相談するようブリックスに指示した。⁽⁴⁸⁾

その後、日韓の外交当局間でも不可侵協定に対する議論が開始された。五五年一月二九日の谷正之外務次官との会談において金溶植駐日韓国代表部公使は、韓国の対日不信を払拭するためにも、不可侵協定を議題として取り扱うべきであると提案した。金溶植によると、韓国人は過去の日本の行動から将来の日本の行動について危惧しており、日本による侵略の可能性がない旨が表明されれば、それは他の問題よりも大きい意味合いを持つとのことであった。金溶植の意見に対し、谷は一定の理解を示し、不可侵協定を議題とすることに同意した。⁽⁴⁹⁾

(二) 不可侵保障の形をめぐる交渉

不可侵協定を議題として取り扱うことに同意した後、いかなる形で不可侵を保障するのかをめぐって、議論がなされた。金溶植は、米国の保障抜きには李承晩を納得させられないとした上で、不可侵協定は日米韓三国の共同宣言の形で進めたいと述べた。対する谷は、サンフランシスコ平和条約へのコミットメントを韓国との間で宣言して不可侵を約束するとの案を示した。⁽⁵⁰⁾このような過程を経て、二月四日、谷が作成した草案が金溶植に渡された。その草案は次の通りである。

一 三国は、自国が関係するいかなる国際紛争を、平和的な手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、かつ、三国の国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを受諾する。

二 三国は極東地域における生活水準の向上並びに経済発展及び社会福利の促進がこの地域における平和及び安定を確保するために不可欠な要素であることを認めて、経済、社会及び文化の分野において、協力を持続する意志を宣言する。⁽⁵¹⁾

米国内にこの構想への異論がないことを確認した後の二月二日、日韓間で宣言の具体的な内容をめぐる協議が始まった。⁽⁵²⁾

二月二日、谷の案に対して、金溶植は次の二つの修正案を提示した。修正案は、日韓の相互依存の経済関係構築を妨げる政治的不信の根深さをよく示していた。まず、第一条において、領土保存、政治的独立に加えて「経済的安定」を挿入し、「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるもの」との文言を削除することが提案された。そして、第二条に関しては「経済、社会及び文化の分野において、協力を持続する」との文言を「相互の経済、社会及び文化の分野における健全な発展を尊重する」に修正することが韓国の要求であった。⁽⁵³⁾ いずれの修正も経済に関連していることからわかるように、韓国側が修正を要求した理由は、日本との経済交流が日本による経済的支配に繋がると懸念したからであった。⁽⁵⁴⁾

韓国側の修正案に対し、日本側の応答が提示されたのは、三月九日のことである。谷は、第一条において、「経済的安定」の文言の追加を受容しつつ、第二条に関しては、韓国案にある「尊重する」という文言の代わりに、相互の経済、社会及び文化分野における健全な発展に「寄与するために三国間における友好的な協力を促進する」という文言を提案した。⁽⁵⁵⁾ 経済主権に対する韓国の懸念に配慮しつつも、韓国との経済交流の基盤を規定しようとした日本側の意図が見える。

日本側の逆提案を受けて、金溶植は違反に備えた制裁規定を設けることを提案した。金溶植によれば、このままでは、協定の拘束力が弱いとのことであった。日本による協定違反への懸念が埋め込まれている韓国側の提案を受けて、谷は「日米安保条約、米韓相互防衛条約によりこの点はカバーされる」と述べた。谷は、日韓が同じ同盟体制の一員として、共存すべきであると強調したのである。金溶植は一応納得し、その趣旨を政府に取り次ぐと答えた。⁽⁵⁶⁾

(三) 合意議事録と日韓不可侵協定交渉の意義

韓国側の応答が提示されたのは、三月二六日のことである。金溶植の取り次ぎは功を奏しなかったようであった。日本側の記録によると、金溶植は、第二条で日韓が両国の特性を相互尊重する旨の文言を挿入すること、そして、制裁規定を設けることを再度提案した⁽⁵⁷⁾。とりわけ、韓国は後者の制裁規定を重視していた。金溶植は、一方の締約国が他方より攻撃を受けた場合に、米国が攻撃にさらされた当事国を援助する旨の合意議事録を設けたいとし、以下のような草案を提示した⁽⁵⁸⁾。

三国は第一条に対して協定当事国の中の一国が目にも余る違反 (flagrant violation) をした場合……その違反にさらされた国を援助する義務を約束することに同意する。

韓国は、協定に対する米国の保障をサンフランシスコ平和条約におけるものよりも直接的なものにしようとしたのである。この案に対する日本側の反応は、現在のところ、確認できない。しかし、日韓の不信状態を前面に掲げる同草案は、日米の受け入れるところではなかったと考えられる⁽⁵⁹⁾。四月七日作成の共同宣言案では、先の合意議事録に関する文言は見当たらない⁽⁶⁰⁾。そして、金溶植と谷の会談は、三月二六日の会談を最後に中断し、それ以後、日韓が不可侵協定について再度交渉した形跡はない。詳しくは後述するが、五五年四月に入り、韓国では、日本と共産圏諸国との民間交流を受けて、対日交渉に対する懐疑論が支配的になりつつ、外交当局者間の交渉もその影響を受けていた。ただし、交渉が継続したとしても、協定の締結に至ったかどうかは疑問である。李承晩が米国の保障水準がサンフランシスコ平和条約への言及に止まることに満足するとは考え難いからである。しかし、実際の政策として実行されな

かったものの、日韓不可侵協定交渉は、日韓が主権と安全の相互保障によって、紛争激化を抑制し、協力の糸口を見出そうとした試みとして意義付けられるであろう。

四 対共産圏政策をめぐる日韓の対立

(一) 新たな争点の浮上——日本の対共産圏民間交流

一九五五年二月、北朝鮮の南一外相によって日朝関係の進展の呼び掛けが行われた。南一は「相異なる社会制度をもつすべての国家が平和的に共存できるという原則から出発して、わが国と友好関係をもとうとするいつさいの国家と正常な関係を樹立する用意をもっている」ことを強調しつつ、日本政府に対して「貿易、文化関係およびその他の朝日関係の樹立、発展に関する諸問題を具体的に討議する用意をもっている」との声明を発表したのである。⁽⁶¹⁾この声明について、鳩山は三月二六日の衆議院予算委員会で、「すべての国家民族と可能なかぎり友好関係を増進したい」と答弁し、慎重さを維持しつつも北朝鮮の提案に応じる姿勢を示した。⁽⁶²⁾

以後、日朝間の民間交流が貿易関係を中心に芽生えつつあった。注目すべきは、日本で対中貿易の延長線上で日朝貿易が論議されていた点である。例えば、日本国際貿易促進協会（会長村田省藏）は、中国通商使節団の訪日を前にして、日本経済界の対中貿易への関心が高まる中で、その雰囲気に対北朝鮮貿易にまで持ち込もうと試みていた。同協会は「朝鮮部会」を設立し、日本政府に対し「中国通商使節団の日本訪問をきっかけとして、日朝貿易に関する協力・斡旋を依頼する」こと、そして「貿易連絡交渉は朝鮮貿易商社と朝鮮部会が一元的にする」方針を明らかにしたのである。⁽⁶³⁾また、五月には、ニューデリーで開催されたアジア諸国会議において、日本平和委員会と北朝鮮の政治家

間で会談が行われた。日本側の参加者は民間人であったものの、日朝間の最初の接触であった。同会議において、北朝鮮代表団の朴正愛は、「公式的な外交関係が成立されていないにも関わらず、日中間ではすでに貿易関係が開始されている。北朝鮮と日本の間でも同じことができるのではないか」として、日朝貿易に積極的な姿勢を示した。朴正愛の発言が伝わると、日本国内では北朝鮮との貿易に関心を示す多くの団体が設立された。⁽⁶⁴⁾ 正式的な外交関係は樹立されなかったものの、日本と北朝鮮を始めとする共產主義諸国との民間交流は進行しつつあったのである。

(二) 日本の共產圏政策に対する韓国の懸念

鳩山の三月の答弁に、韓国は大きな衝撃を受けた。韓国にとって鳩山の発言は、事実上、日本政府が北朝鮮を政府として認定したこととして理解された。とりわけ、日朝間の貿易や人的交流が増えていることに韓国は対日不信を募らせた。卞榮泰外務部長官が述べた通り、国交正常化交渉が膠着状態にある中で、日朝の接触は、日本が韓国との関係改善に対して「誠意をもっていないことを示す新たな証拠」であったのである。⁽⁶⁵⁾

以後、韓国から鳩山政権の対北朝鮮政策に対する懸念が表明された。駐日韓国代表部の柳泰夏参事官は、韓国政府内の雰囲気について、鳩山政権の対北朝鮮姿勢に失望感を隠せない様子であると中川融アジア局長に伝えた。⁽⁶⁶⁾ また、国際貿易促進協会が北朝鮮との貿易協定締結を準備していることを取り上げ、日本政府が韓国の立場を尊重して阻止しようとしても、村田省蔵のような財界有力者が働けば日本政府の方針も左右されるのではないかとし、日本経済界と北朝鮮との民間貿易の動きに対する懸念を表明した。⁽⁶⁷⁾

アジアの反共指導者を自負していた李承晩は、日本と共產国家との民間交流を受けて、日本に対する警戒心を一層強めた。李承晩は金溶植と梁裕燦宛の書簡に、「日本が共產陣営に立ち、米国に対抗する準備をしている。韓国は、日ソ、日中貿易に対し、反対の声を挙げなければならない」と指示した。⁽⁶⁸⁾ 以上のような韓国の反共政治家の対日不信

は、当時の日韓対立が植民地時代をめぐる認識の相違だけではなく、日韓の対共産圏政策の違いから生じるものであったことを物語っている。

韓国の反発に直面した鳩山政権は、事態の收拾を迫られた。六月一七日、鳩山は国会の総理室で金溶植と会談し、「日本は北朝鮮と、文化または貿易など、いずれも問わず、一切関係を結ばない」と述べ、北朝鮮よりも韓国との関係改善を優先する旨を明らかにした。⁽⁶⁹⁾ 鳩山政権は、日本政府としてはじめて南北朝鮮と同時に関係を結ぶことを試みたが、その困難を実感することとなったのである。⁽⁷⁰⁾

対共産圏政策をめぐる対立の余波は、日韓の経済関係にも及んでいた。朝鮮戦争を経て、米国は韓国経済の再建に向けて、日本から必要物資及び消費財を輸入し、それを韓国への経済支援に充てる政策を取っていた。東アジア地域統合戦略の観点から、日本を経済的に復興させつつ、日韓の相互依存の経済関係を構築しようとしたのである。⁽⁷¹⁾ しかし、韓国から見れば、米国の戦略は、自国が目指した脱植民地型の経済体制構想を妨げるものであった。⁽⁷²⁾ 李承晩が地域統合構想に反対し続けたことには、単に経済自立という新生独立国家のナショナリズムのみならず、依存の相手である日本が、「容共」姿勢を取っていると見られたことも彼の考えには強く作用していた。「米国人たちは日本が信頼できる同盟国になる時期が来ると信じていることができるのでしょうか。すでに日本は、ソ連、中国、北朝鮮と関係を結ぶ姿勢を見せているわけではありませんか」という李承晩の問いかけからも分かるように、経済的に相互依存するには、東西対立の中での日本の態度が疑わしく思われたのである。

八月一七日、韓国は対日経済断交に踏み切った。金東祚は経済断交の主な理由は、鳩山の七月の発言であったと回想している。「北朝鮮との貿易が韓国を刺激しないのか」という記者からの質問に対して鳩山は「韓国と北朝鮮は仲がよくないらしい」とした上、対韓請求権を放棄する考えはないと断言した。韓国にとって鳩山の発言は南北の軍事的緊張を皮肉るのみならず、朝鮮半島における二つの政府の存在を認定するものであった。こうした発言を受けて、

李承晩は在日韓国人の母国訪問禁止、対日交易及び旅行禁止を命じたのである。⁽⁷³⁾

(三) 非難の応酬と対立の激化

対共産圏政策をめぐる激しさを増していた日韓対立は、李ライン問題に波及した。発端は、日本政府高官の強硬な発言であった。八月二五日、砂田重政防衛庁長官は、横須賀の海上自衛隊の基地で、李ライン問題の一つの原因は日本の軍事力の弱化であり、「力には力で対抗すべき」と述べたのである。⁽⁷⁴⁾ 砂田の発言の意図は定かではないが、閣僚の過激な発言に、韓国から非難が相次いだ。李承晩は、米国人の新聞記者とのインタビューにおいて砂田の発言を取り上げ、日本が韓国に軍事的脅威を与えていると述べた。⁽⁷⁵⁾

非難の応酬の中で、李ラインをめぐる緊張は一層高まった。一月一七日、韓国の合同参謀本部が李ラインを侵犯する日本漁船に対する発砲警告の声明を出したのである。声明において合同参謀本部は、日本が米国の支援を受けつつも、共産中国、ソ連、北朝鮮との関係を深めていることに深い遺憾の意を表明し、そのような動きは韓国への再侵入を企んでいることを示すものであると主張した。その上で、韓国の水域を保護し、自由陣営を守るために、日本漁船と警備船が李ラインを侵犯する場合には、発砲し、必要に応じては沈没させるとの方針を明らかにした。⁽⁷⁶⁾

韓国軍による発砲声明の背景には、日本と共産圏との交流に対する不信、そして、砂田の強硬発言に対する反発があった。韓国の孫元一国防長官は、レムニツァー (Lyman L. Lemnitzer) 極東軍兼国連軍司令官に宛てた書簡で、李ラインは日本の態度が変化するまで、日韓の衝突を防止するための唯一の方法であると主張し、一月一七日の声明に対する韓国軍部の立場を説明した。孫元一は日本と共産圏諸国との接触拡大について、日本が共産主義陣営との提携を望んでいることを示す明白な証拠であるとした上で、砂田の発言がそれを裏付けると述べた。孫元一の言葉を借りれば、日本の対共産圏接触と砂田発言を受けて、韓国軍は「相変わらず、日本は侵略的であり、軍事力と状況が許せ

ば韓国を再支配しようとする」と確信した⁽⁷⁷⁾のであった。米国は、こうした韓国軍による「反日反共」政策を座視しなかった。「米国が支援した武器で米国の同盟国が攻撃を受ける事態が起こらない」ように、韓国の軍部に対する米国の働きかけが始まった⁽⁷⁸⁾。

好戦的な声明に、日本は衝撃を受けていた。韓国軍部の脅威を深刻に受け止めた日本外務省は、同声明が韓国政府の公式的な立場であれば「日韓両国の平和に深刻な危険をもたらす」と判断し、韓国の意図把握と情報収集に取り組んだ⁽⁷⁹⁾。日本内で対韓経済断交や海上警備隊による報復や李ラインの強行突破を求める声が上がる中、李亭根合同参謀本部議長が、李ライン守護のために空軍力も行使する旨を表明するなど、危機感は一増しに高まった⁽⁸⁰⁾。

危機の最中で、日韓の外交当局者間で水面下の接触が行われた。一月七日、柳泰夏は中川との極秘会談において、今回の事態をめぐる韓国内の動向について重要な情報を提供した。柳泰夏は、発砲声明について、韓国の合同参謀本部が砂田長官の武力対応発言に対抗するために発したものであるとし、公にはできないものの、李承晩は声明を事前に知らされなかったと伝えた。さらに、空軍力使用の表明については、日本の漁船団が李ラインを強行突破するとの記事が出たことに対応するものであると説明した。このように、柳泰夏は、砲撃声明及び武力対応の発言は軍部が「売言葉に買言葉」で発したものであり、韓国政府の本意ではない旨を説明しつつ、日本の武装艦船で漁船を保護しない限り、韓国側も砲撃の措置を取る考えはないとし、日本側も対応を自制するよう説得した⁽⁸¹⁾。

一方、韓国軍に対する米国の説得工作も功を奏していた。駐韓米大使館は、強硬派の主張が目につくものの、多数の韓国軍幹部は軍事的冒険が米国の政策と相反するものであることを承知しており、米軍が韓国軍の協力を得ることに成功していると本省に報告した⁽⁸²⁾。そこで、注目すべきは、日本政府も米国を通じて事態に関する情報を聴取し、韓国軍の動向がある程度把握していた点である。井口貞夫駐米日本大使は、重光葵外務大臣宛の電文で、米国は発砲声明で事態が本質的に悪化したとは考えず、従前の態度が継続していると判断していると伝えた。また、声明そのもの

が李承晩の決裁を得たものであるか疑わしく、韓国海軍には出動する意向はなく、装備も整っていないと付け加えている。⁽⁸³⁾

以上の経過から、今回の危機は予期せぬ側面が多かったと見て取れる。韓国軍の声明に対する日本政府の対応から判断すると、砂田発言も日本政府の本意を表すものではなく、個人の突出した発言であったことを強く示唆している⁽⁸⁴⁾。他方、韓国軍の声明も李承晩の統制を離れた韓国軍部の単独行動であった。つまり、軍部同士の激しい非難応酬が通常の紛争を両国政府の意図を越えたレベルにまで悪化させたのである。このような事態の中では、日韓関係の改善は困難であった。

五 終わりに

東アジア冷戦の下で、日本と韓国は米国の同盟体制の一翼を担うこととなった。しかし、両国の関係改善は容易でなかった。国交正常化会談において、日本は植民地統治の肯定的な側面を指摘し、独立間もない韓国に国家資産の八割に当たる金額の請求権を要求した。韓国は、日本の要求を新たな併合の意図の表れと捉え、李ラインを侵犯した日本漁船を拿捕した。しかし、韓国にとっての自己防衛措置は、日本にとって自国民の安全の侵害に他ならず、結果国交正常化会談は決裂し、海上境界線は武装化されつつ、両国の対立は悪化の一路をたどった。そのような中で構想された日韓不可侵協定は、主権と安全の相互保障の下で、紛争の激化を抑制し、協力の糸口を見出そうとした試みであった。しかし、対共産圏政策をめぐる、日韓は再び対立を繰り返すようになる。日本は、北朝鮮をはじめとする共産圏諸国との貿易や人的交流に寛容であったのに対し、徹底的な反共を掲げた韓国は、日本が自国や西側陣営全体を裏切るのではないかと警戒し、経済断交措置を打ち出した。対共産圏政策をめぐる争いの中で、韓国軍部が発した

砲撃声明は、日本政府高官の武力対応論への反応であると同時に、日本と共產主義国家との民間交流に対する警戒心の表れでもあった。それは、韓国政府の本意ではなかったものの、日本人に脅威感を与え、日本国内の反韓感情を一層煽る結果となった。

総じて、五〇年代における日韓関係は、悲観的な予測が自己現実化とする過程であった。韓国は過去の日本の行為に憤ったというよりも、「未来の日本像」を恐れた。その悲観的予測に基づいて打ち出された韓国の反日政策は、日本側に「韓国は将来において日本と協力する意思を持たない」との認識を植え付け、相互不信の悪循環を引き起こした。対立は主権と安全をめぐる争いの様相を呈するに至り、そのような争いの中、紛争が意図を越えて悪化したため、両国の関係改善は行き詰ったのである。

- (1) 이원덕 「李元徳」 「한일 과거사 처리의 원점——일본의 전후처리 외교와 한일회담」 「韓日過去史處理の原点——日本の戦後處理外交と韓日会談」 (서울대학교출판부 「ソウル大学出版部」、一九九六年)。박진희 「朴鎭希」 「한일회담——제1공화국의 對日정책과 한일회담 전개과정」 「韓日会談——第一共和國の對日政策と韓日会談展開過程」 (선인 「先人」、二〇〇八年)。장박진 「張博珍」 「식민지 관제 청산은 왜 이루어질 수 없었는가——한일회담 이라든가 역설」 「植民地關係精算はなぜ成し遂げられなかったのか——韓日会談という逆説」 (논형 「논ヒョン」、二〇〇九年) 六章。高崎宗司 「検証日韓会談」 (岩波書店、一九九六年)。

- (2) 李鍾元 「東アジア冷戦と韓米日関係」 (東京大学出版会、一九九六年)。최희식 「崔喜植」 「이승만 정부 시기의 한일관계——한미일 냉전전략의 불협화음과 한일관계의 정체」 「李承晩政府時期의 韓日關係——韓米日冷戰戰略の不協和音と韓日關係の停滯」 「세계지역연구논총」 「世界地域研究論叢」 第二七集三号 (二〇〇九年)。

- (3) 韓国側の漁船拿捕を始めとする暴力的な対応について、日韓会談研究は次の二つの観点から論じている。第一に、漁業問題の波及である。日韓漁業協定の締結以前、韓国は、武力をもって日本漁船を阻止することで、日本漁船による乱獲を防止し漁業資源を確保しようとした。また、韓国漁民の漁業活動のために、広い水域を確保しようとしたという議論である。第

二に、交渉材料の確保である。日本が国交正常化に消極的であったため、韓国は日本漁船を拿捕することにより、日本を交渉の場に引き出そうとしたとの議論である。また、日本の歴史認識への激怒の感情が噴出した結果であると論じる研究もある。李庭植（小此木政夫、吉田博司訳）『戦後日韓関係史』（中央公論社、一九八九年）二章。本稿は、このような論理では、当時の日韓対立のプロセスに説明の付かない部分が多く残ることを明らかにする。

(4) 李承晩ラインは、一般に韓国では「平和線」と呼ばれているが、本稿では、韓国政府が用いる用語と漁業問題に関する日米の間で使用される用語を、両方ともに「李ライン」と表記することにする。ただし、脚注における韓国外交文書、資料集の文書題目は原本の表記によつては、李承晩ライン及び平和線と表記する場合もある。

(5) 李承晩の反日は、日本の過去の行為に対する怒りの表れとして思われがちであるが、本稿の論理は、李承晩が過去を振り返りつつも、現在の日韓関係を分析し、未来を予測した上、対日政策を取ったとのことである。李承晩の政治顧問であるオリバー（Robert T. Oliver）は、李承晩は、韓国財産の八五パーセントが合法的に日本の所有であるという日本外務省の立場、中国と北朝鮮との通商、外交関係を結ぼうとする日本の継続的な試みを懸念していたと回想し、次のように語っている。

「李承晩を非難する人々は、過去において、李承晩個人が日本から受けた虐待や韓国の苦難の歴史のため、彼が『反日』になっていると責めていた。実際は、李承晩は現在の傾向と未来の可能性についてより関心を寄せていたのである」。Robert T. Oliver, *Syngman Rhee and American Involvement in Korea, 1942-1960: A Personal Narrative* (Seoul: Panmun Book Company, 1978), p. 462.

(6) 吉田首相は日韓国交正常化が難航した理由について、次のように語っている。「これには韓国側の態度に少なからず関係がある。李承晩初代大統領の反日政策は、日本国民に不快の念を抱かしめ、そのため韓国に対する国民感情には、今日なお浅からぬ傷痕が残っていると思われる。（中略）李承晩時代のように、日本の韓国統治が朝鮮国民に苦痛だけを与えたというのの事実反すること甚だしい。むしろ、日本が韓国の経済成長と民生向上に致した寄与は、公正にこれを評価すべきであろう」。吉田茂『世界と日本』（中央公論社、一九九二年）一四八頁。吉田の言葉から分かるように、植民地時代に対する日本の肯定的な評価は単に解釈の問題であり、そこに独立後の韓国の主権に対する攻撃的な意図はなかった。つまり、韓国は、日本の実体ではなく、自らの悲観的な予測に基づいて日本の意図を図り、対抗政策を打ち出した。さらに、それに反発する日本の姿を前に、韓国は自らの予測に確信を深めたのである。反面、吉田の回想は、当時の韓国が対日関係の改善の必要性を認識しつつも、日本の歴史認識と請求権の主張に対して脅威認識を抱いたことを日本側は認識せず、韓国の対日行

動を単に反日主義の表れと捉えていたことを示している。

- (7) 五〇年代の日韓対立を主権と安全をめぐる争いとして捉える本稿の分析視角には異論もあろう。しかし、強調されるべきは、五〇年代においては日韓ともに、主権と安全の剝奪を意味する植民地時代から日が浅かったことである。とりわけ、韓国は同じ同盟体制の共有者として日本との提携を模索しつつも、日本の意図に対する悲観的な未来の可能性を排除していなかった。本稿では、日本の再軍備に対する軍事的均衡の模索、日本に対する安全保障の要求など、韓国が日本による主権と安全の侵害可能性を排除せずに日本との関係改善を進めたことを明らかにしつつ、植民地時代への認識と対共産圏政策の相違によって、悲観的予測が自己現実化していく過程を明らかにする。

- (8) 日韓の間でこうした交渉が行われたという事実こそ、五〇年代の日韓対立に対する本稿の視角の妥当性を証明するものであろう。

- (9) Sung-hwa Cheong, *The Politics of Anti-Japanese Sentiment in Korea: Japanese-South Korea Relations under American Occupation, 1942-1952* (New York: Greenwood Press, 1991), p. 104.

- (10) Memorandum of Conversation, by the Secretary of State, Korean-Japanese Negotiations for a Treaty of Friendship, April 29, 1952, no. 565, *Foreign Relations of the United States* (以下, FRUS), 1952-1954, vol. 14, part 2, *China and Japan* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1985), pp. 1259-1260.

- (11) 予備会談における日本の対韓請求権の主張を受けて、韓国の交渉団が外務部に開陳した意見である。「제 6 차, 1951. 11. 8」[第六次, 一九五・一一・八]大韓民国外務部外交文書登録番号七七「한일회담 예비회담 (1951. 10. 20-12. 4) 자료의 회담록」제 1-10 차, 1951」[韓日会談予備会談 (一九五・一〇・二〇—一二・四) 本会議会議録, 第一—一〇次, 一九五二]一八九頁。日本が韓国の反発を予想しつつも、対韓請求権を主張したのは、韓国の請求権主張に対して交渉手段を確保するためであった。韓国が日本に請求権を持つのであれば、日本側も在韓日本人財産に対する権利を持つと言いつ返しことにより、韓国の要求に抵抗し、その金額を下げさせる目的であったのである。「연합뉴스」二〇一三年四月八日。

- (12) 남기정「南基正」『韓国民族主義の展開と日韓関係』『고려사학』[日本研究論叢]第二四号 (二〇〇六年) 二二三頁。

- (13) 金東祚(林健彦訳)『韓日の和解—日韓交渉一四年の記録』(サイマル出版会, 一九九四年)四〇—四一頁。

- (14) 森田芳夫「日韓関係」吉澤清次郎監修『日本外交史二八—講和後の外交(一) 対列国関係(上)』(鹿島平和研究所, 一

- 九七三年) 五二頁。
- (15) The Ambassador in Japan (Murphy) to the Department of State, October 23, 1952, no. 607, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, p. 1345.
 - (16) 「李承晩大統領訪日に関する件」(一九五三年一月九日) 浅野豊美、吉澤文寿、李東俊編『日韓外交正常化問題資料第一期 第二巻』(現代史出版会、二〇一〇年) 一三三—一三四頁。以下「資料第一期第二巻」と略す。
 - (17) 중앙일보「中央日報編」[남기고 전하는 이야기들 (2) — 연대사 세] 「残したい話 (二) — 景武臺四季」(경문보사「中央日報社」、一九七三年) 二七八—二七九頁。
 - (18) The Ambassador in Japan (Murphy) to the Department of State, January 7, 1953, no. 624, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, p. 1375.
 - (19) 中央日報『残したい話 (二)』二七九頁。
 - (20) 「李承晩 대통령, 요시다 수상은 회담에서 두각한 태도를 보였다고 언급」[李承晩大統領、会谈で吉田首相の反応は鈍かったと言及](一九五三年一月八日) 국가평찬위원회「国史編纂委員会」『한일회담 관제 미 국무부 문서 1 (1952-1955) — 주한・주일 미국대사관 문서철』[韓日会谈關係米國務部文書一 (一九五二—一九五五) — 駐韓・駐日米國大使館文書綴じ] (국가평찬위원회「国史編纂委員会」、二〇〇七年) 四〇頁。この資料集は、米國の國務省の文書の原本をそのまま掲載し、韓國語で文書の題目を付けて整理したものである。韓國では國務省を國務部と表記するため、資料集の題目には韓國語の表記に従って訳した。以下から日本語の表記に従って、資料集の題目は『國務省文書一』と略す。
 - (21) *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, p. 1375.
 - (22) 「미국 주일미국대사관 요시다 (吉田茂) 수상, 한일관계 협력」[「マーフィー駐日米國大使と吉田首相、韓日問題協議」(一九五三年一月二日)「國務省文書一」五七頁。
 - (23) 同上。
 - (24) Memorandum by the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Secretary of State, The Situation in the Far East with Particular Reference to Japan and Korea, July 30, 1953, no. 665, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, part 2*, pp. 1464-1465.
 - (25) Memorandum of Conversation, by the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (Young), First Meeting Between

President Rhee and Secretary Dulles, August 5, 1953, *FRUS, 1952-1954, vol. 15, part 2, Korea*, p. 1473.

- (26) いわゆる「久保田発言」である。「久保田(久保田貫一郎) 발언이력 한일협상 결렬」[「久保田発言で韓日協商決裂」](一九五三年一〇月二一日)『国務省文書一』一五一頁。
- (27) 「제 4 차, 1953. 10. 21」[第四次, 一九五三・一〇・二一]「大韓民国外務部外交文書登録番号九五」[제 3 차 한일회담 (1953. 10. 6-21) 파월하 회담록 및 1—3 차 한일회담 협정문서, 1953. 10-12]「第三次韓日会談(一九五三・一〇・六—二一)」本會議會會議及一—三次韓日會談決裂経緯, 一九五三・一〇—二一, 一三〇〇頁。
- (28) 「제 1 차, 1953. 10. 6」[第一次, 一九五三・一〇・六], 同上文書綴, 一三三三頁。
- (29) 「제 4 차, 1953. 10. 21」[第四次, 一九五三・一〇・二一], 同上文書綴, 一三〇一頁。
- (30) 「주일한국대표부, 한일회담 결렬에 관한 일방 외무성 성명에 대해 반박성명 발표」[駐日韓國代表部、韓日會談決裂に關する日本外務省聲明に對する反駁聲明發表](一九五三年一〇月二三日)『国務省文書一』一五九頁。
- (31) 「李承晩 대통령, 일방의 對韓 요구에 아의의 표시라고 강조」[李承晩大統領、日本の對韓要求は惡意の記しであると強調](一九五三年一〇月二一日)『国務省文書一』一五三頁。
- (32) 「李ライン侵犯を理由に、拿捕された日本漁船及び乗組員は、五二年の一〇隻、一三二人から五三年には四七隻、五八五人に急激に増加した。森田「日韓關係」五六頁。
- (33) 「日韓會談決裂前後對策」(一九五三年一〇月二六日)浅野豊美、吉澤文寿、李東俊編『日韓國交正常化問題資料第一期第一卷』(現代史出版會, 二〇一〇年)三二六頁。
- (34) 「요시다 (吉田茂) 수상, 일본인 어부 나포문제에 대한 강경 대응책 구상」[吉田首相、日本人漁夫拿捕問題に對する強硬對策を構想](一九五三年一〇月三〇日)『国務省文書一』二二一頁。
- (35) 「주일미국대사의 한일회담 교착에 대한 분석」[駐日米國大使の韓日會談膠着に對する分析](一九五三年一月一八日)『国務省文書一』二七八—二七九頁。
- (36) 「大嶽秀夫「二つの戦後・ドイツと日本」(日本放送出版協會, 一九九二年)一四六頁。
- (37) 「일본 대표의 라도문제로 3 차 한일회담 결렬」[日本代表の態度問題で三次韓日會談決裂](一九五三年一〇月二九日)『国務省文書一』一九六頁。
- (38) 「李承晩 대통령과 한일문제 협의」[李承晩大統領と韓日問題協議](一九五三年一月一八日)『国務省文書一』二七三頁。

- (39) 「기존의 對日방침을 재확인한 李承晩대통령의 편지」[既存の対日方針を再確認した李承晩大統領の手紙]（一九五三年一月二六日）『国務省文書』一三〇六頁。この後、韓国は久保田発言の撤回、対韓請求権の放棄と共に、李ラインの承認を国交正常化の前提条件として日本に要求した。李ライン宣言の際に日本との交渉の余地を残していた点に鑑みれば、明らかな方針転換であった。韓国は李ラインの既成事実化を図ったのである。
- (40) 「미국무장관이 李承晩대통령에게 보낸 친서내용」[米国务長官が李承晩大統領へ送った親書の内容]（一九五三年一月四日）『国務省文書』一三三〇頁。サンフランシスコ平和条約の五条（a）（ii）項は、次の通りである。「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土安全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと」。細谷千博ほか編『日米関係資料集——一九四五—一九九七』（東京大学出版会、一九九七年）一一三頁。
- (41) The Secretary of Defense (Wilson) to the Secretary of State, October 30, 1953, no. 711, *FRUS, 1962-1964, vol. 14, part 2*, pp. 1546-1548. 朝鮮戦争の勃発直後、韓国政府は国連軍による円滑な指揮統制及び作戦遂行のために、韓国の陸海空軍の作戦統帥権を国連軍指揮官に移譲した。
- (42) The Secretary of State to the Secretary of Defense (Wilson), November 19, 1953, no. 717, *FRUS, 1952-1964, vol. 14, part 2*, p. 1554.
- (43) 李鐘元『東アジア冷戦と韓米日関係』八〇頁から再引用。李鐘元が引用した文書は、Memorandum of Conversation, Buildup of Korean Air and Naval Forces, December 2, 1953, RG59, Lot File 55D388, box 6, NA.
- (44) U.S. Summary Minutes of the Third Meeting of United States-Republic of Korea Talks, Washington, July 29, 1954, no. 781, *FRUS, 1952-1964, vol. 14, part 2*, p. 1688.
- (45) United States Summary Minutes of Meeting, November 9, 1954, no. 827, *FRUS, 1952-1964, vol. 14, part 2*, p. 1783.
- (46) The President of the Republic of Korea (Rhee) to the President Eisenhower, December 29, 1954, *FRUS, 1952-1964, vol. 15, part 2*, pp. 1939-1940.
- (47) Ibid.
- (48) Letter From President Eisenhower to President Rhee, January 31, 1955, no. 8, *FRUS, 1955-1967, vol. 23, part 2, Korea*, p. 12. 日韓間の不可侵を保障する合意に関して、米国の文書では「不可侵条約」で、日本の文書では主に「不可侵協定」

と記録されている。本文では、混同を防ぐために、日韓の不可侵に関する日米韓で使用される用語を「不可侵協定」と表記する。ただし、注における資料集の文書題目は原本表記によつては、条約と表記する場合もある。

- (49) 「谷大使・金公使 会談の件(第一回)」(一九五五年一月二九日) 浅野豊美、吉澤文寿、李東俊編『日韓国交正常化問題資料第二期第一巻』(現代史出版会、二〇一二年) 一五—一七頁。以下「資料第二期第一巻」と略す。

- (50) 「金溶植 주일공사, 미국이 보장해 주는 한일 간 불가침조약 체결에의」[金溶植駐日公使、米國が保障する韓日間の不可侵条約の締結提議] (一九五五年二月二日) 국사편찬위원회 [國史編纂委員會] 『한일회담 관계 미 국무부 문서 2』(1962-1965) — 주한·주일 미국 대사관 문서첩 [韓日会谈關係米國務部文書二(一九五二—一九五五) — 駐韓・駐日米國大使館文書綴] (국사편찬위원회 [國史編纂委員會、二〇〇七年] 四九一—四九二頁。以下から注(20)と同一な方法で表記する。

- (51) 「谷大使・金公使会談(第三回)」(一九五五年二月四日) 『資料第二期第一巻』一九—二二頁。第一条は、サンフランシスコ平和条約の五条(a)(I)項と(II)項を組み合わせた文言である。細谷『日米關係資料集』一一三頁。

- (52) 「日韓会談の経緯(その二)(昭和二十九年十二月—三十年十月)」(一九五五年一〇月一五日) 『資料第二期第一巻』五五—五六頁。

- (53) 「谷大使・金公使会談(第五回)」(一九五五年二月二八日) 『資料第二期第一巻』二五—二六頁。

- (54) 金溶植の修正案に対する日本外務省の見解である。「日米韓三国共同宣言案に関する件(第一七三号)」(一九五五年二月二八日) 浅野豊美、吉澤文寿、李東俊編『日韓国交正常化問題資料第二期第二巻』(現代史出版会、二〇一二年) 一二四頁。以下「資料第二期第二巻」と略す。

- (55) また、日本側は第一条で国連関連の記述を再挿入することを提案した。「谷大使・金公使会談(第六回)」(一九五五年三月九日) 『資料第二期第一巻』二九頁。

- (56) 同上。

- (57) 「谷大使・金公使会談(第七回)」(一九五五年三月二六日) 『資料第二期第一巻』三二頁。

- (58) 同上。

- (59) ハル(John E. Hull) 米極東軍司令官は、不可侵協定について日韓間の不信感を強調しすぎるとの理由から反対しつつも、もし米國が関与するのであれば、国連憲章、サンフランシスコ平和条約、日米同盟、米韓同盟の文脈で保障することを提言

- した。「미국, 한국이 미국의 보장을 요구한 한일불가침조약 필요성 부인」[米国、韓国が米国の保障を要求した韓日不可侵条約の必要性否定]（一九五五年二月四日）『国務省文書二』四九三—四九四頁。
- (60) 他方、「両国の特性を相互尊重しながら」との文言が、二条の末尾に挿入されている。「日米韓三国共同宣言（英文）」（一九五五年四月七日）『資料第二期第一巻』三三頁。
- (61) 小此木政夫編著『北朝鮮ハンドブック』（講談社、一九九七年）四〇七—四〇八頁。
- (62) 金東祚『韓日の和解』一〇九頁。
- (63) 朴正鎭「日朝冷戦構造の誕生一九四五—一九六五—封印された外交史」（平凡社、二〇一二年）一八五頁。
- (64) Kiwon Chung, “Japanese-North Korean Relations Today,” *Asian Survey*, vol. 4, no. 4 (April 1964), pp. 791-792.
- (65) 「下榮泰 외무장관’ 하트야마 (鳩山一郎) 수상의 발탁인 부한 반구체제를 인정한 것이라 고 비판」[下榮泰外務長官、鳩山首相の発言は、北朝鮮非合法武装体制を認定することであると非難]（一九五五年四月六日）『国務省文書二』五三三頁。
- (66) 「柳参事官との会談の件」（一九五五年六月二日）『資料第二期第一巻』、三六頁。柳泰夏は駐日韓国代表部の参事官時代から日本の政治家、官僚に対するロビー活動の成果を韓国の外務部を経ず、李承晩に直接報告していた。李承晩の厚い信頼の下、五〇年代半ばから李承晩政権の終焉まで、日韓関係の黒幕として強い影響力を行使するようになる。朴鎭希『韓日会談』三四八—三五〇頁。
- (67) 「柳参事官との会談の件」（一九五五年六月七日）『資料第二期第一巻』三七頁。
- (68) Memorandum from the Director of the Office of Northeast Asian Affairs (McClurkin) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), Instruction from President Rhee to Ambassador Yang in Washington and Minister Kim in Tokyo, June 1, 1955, no. 55, *FRUS, 1955-1957, vol. 23, part 2*, p. 108.
- (69) 金東祚『韓日の和解』一一〇頁。
- (70) 辛貞和「日本の北朝鮮政策（一九四五—一九九二年）——国内政治力学の観点から」（慶應義塾大学大学院法学研究科博士学位論文、二〇〇〇年）三八—三九頁。
- (71) 崔喜植「李承晩政府時期の韓日関係」一四一頁。
- (72) Letter from President Rhee to the Assistant Secretary of State for Eastern Affairs (Robertson), August 1, 1955, no. 68, *FRUS, 1955-1957, vol. 23, part 2*, p. 131.

- (73) 金東祚『韓日の和解』一一一頁。
- (74) 「일본 방위청장, 李承晩라인 문제를 일본외 국사력 약화에서 기인한다고 주장」[日本の防衛庁長官, 李承晩ライン問題は日本の軍事力弱화에起因すると主張] (一九五五年九月一日) 『国務省文書二』六二二頁。
- (75) 「李大統領に関するモニター紙報道記事 (情第三三七九号)」(一九五五年一〇月七日) 『資料第二期第二卷』一四四頁。
- (76) A blunt warning that the Peace Line will be enforced, by gunfire if necessary, was issued today following a Joint Chiefs of Staff Conference, November 17, 1955, 大韓民國外務部外交文書登錄番号四六〇 『대한민국정부의 평화선 확고화』 1955-1959』[中共及び日本漁船の平和線侵犯, 一九五五—一九五九] 一五〇三—一五〇四頁。
- (77) 「손원일 국방장관, 평화선에 대한 역사적 기원과 필요성 역설」[孫元一國防長官, 平和線に対する歴史的起源と必要性力説] (一九五五年一月二日) 『国務省文書二』六七二—六七三頁。
- (78) 「한국 연합참모본부의 발표 경고 성명에 대한 미국의 비공식적 항의 전달 지시」[韓國合同參謀本部の発砲警告声明に対する米国の非公式的抗議の伝達指示] (一九五五年一月二日) 『国務省文書二』六二九頁。
- (79) 「일본 외무성, 한국 연합참모본부의 일본 어선에 대한 발표 경고 성명에 우려 표명」[日本外務省, 韓國合同參謀本部の日本漁船に対する発砲警告声明に憂慮表明] (一九五五年一月一八日) 『国務省文書二』六二七頁。
- (80) 「한국 연합참모본부 의장, 李亨根장관, 李承晩라인 수호를 위해 공군력 사용도 고려」[韓國合同參謀本部議長の李亨根將軍, 李承晩ライン守護のために空軍力使用も考慮] (一九五五年一月三〇日) 『国務省文書二』六三九—六四〇頁。
- (81) 「柳参事官との会談の件」(一九五五年二月七日) 『資料第二期第一卷』七五—七六頁。
- (82) 『国務省文書二』, 六四〇頁。
- (83) 「日韓問題の件 (第一六四三号)」(一九五五年二月二日) 『資料第二期二卷』一五五—一五六頁。
- (84) 二月六日, 日本政府は内閣方針として日韓問題は米国の協力を得ながら平和的に解決することを決定し, 鳩山は一〇日の参議院予算委員会で, 同方針を表明した。

尹 錫貞（ユン ソクジヨン）

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

専攻領域 東アジア国際関係、日韓関係